

駐車監視員活動ガイドライン

【荻窪 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道4号	青梅街道	荻窪3-47先天沼陸橋交差点	善福寺4-1先上井草四丁目交差点付近	7-22	
2	主要地方道311号	環状八号線	井草3-31先八成橋第二交差点	荻窪1-26先環八神明通り交差点	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道438号	早稲田通り	下井草1-1先中杉通り	上井草4-4先井草八幡前交差点	9-22	
2	区道	北銀座通り	上荻4-30先青梅街道桃井四丁目交差点	上荻4-4先	9-22	
3	都道40号	新青梅街道	井草1-25先	井草4-16先井草四丁目交差点	9-22	
4	都道113号	女子大通り	西荻北5-26先西荻北五丁目交差点	善福寺2-6先	9-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(青梅街道、環状八号線)周辺	9-22	
2	JR荻窪駅北口及び南口を含む周辺地域	9-22	
3	JR西荻窪駅周辺地域及び西荻北4丁目	9-22	
4	西武線上井草駅周辺	9-22	
5	西武線井荻駅周辺	9-22	
6	西武線下井草駅周辺	9-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(新青梅街道)周辺	9-22	
2	善福寺公園周辺地域	9-22	
3	清水1~3丁目地域	9-22	
4	桃井1丁目地域	9-22	
5	八成小学校周辺	9-22	
6	南荻窪周辺	9-22	
7	八丁南周辺	9-22	
8	北銀座通り周辺(上荻4丁目・西荻北5丁目)	9-22	

荻窪警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。